

市報第9号 令和5年度横浜市一般会計補正予算（第1号）についての専決処分報告

国の「物価高克服に向けた追加策等に関する閣議決定（令和5年3月）」において、児童扶養手当受給者等の低所得のひとり親世帯やその他の住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対し、児童一人当たり5万円の特別給付金を支給することが決定されました。

国は可能な限り速やかに支給することを求めていたことから、令和5年4月3日付で地方自治法第179条第1項の規定に基づく市長専決処分により令和5年度予算の補正を行いました。（令和5年度横浜市一般会計補正予算（第1号））

そのため同条第3項の規定に基づき、本定例会で専決処分について御報告（市報第9号）し、承認をお願いするものです。

1 総括表

（単位：千円）

	補正額	国支出金	県支出金	その他	一般財源
こども青少年費	3,330,851	3,330,828	0	23	0

2 補正概要

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業

（単位：千円）

補正額	国支出金	県支出金	その他	一般財源
3,330,851	3,330,828	0	23	0

3 事業内容

(1) 対象者

ア ひとり親世帯のうち、以下のいずれかに該当する者

- ① 令和5年3月分の児童扶養手当受給者（申請不要）
- ② 公的年金等の受給により令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない者（要申請）
- ③ 食費等の物価高騰の影響を受けて直近の収入の家計が急変している、児童扶養手当受給者と同じ水準の収入となった者（要申請）

イ ひとり親世帯以外の子育て世帯のうち、以下のいずれかに該当する者

- ① 横浜市から令和4年度「低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」を受給した者（申請不要）
- ② ①以外で18歳未満の児童（障害児の場合、20歳未満）を養育し、食費等の物価高騰の影響を受けて直近の収入の家計が急変している、住民税非課税相当の収入となった者（要申請）

(2) 給付額

児童一人につき5万円（対象児童数：約6万2千人、対象世帯数：約4万世帯）

(3) 支給時期

- 対象者ア① 令和5年4月27日支給
 ②③ 令和5年5月15日から申請受付開始、順次支給
 対象者イ① 令和5年4月27日支給
 ② 令和5年5月15日から申請受付開始、順次支給

(4) 給付にかかる事務費（システム改修やコールセンター設置等）

233,351千円

【参考】令和5年4月27日の支給状況

	支給対象世帯数	支給対象児童数	支給額
ひとり親世帯	15,590世帯	23,723人	1,186,150,000円
ひとり親世帯以外	16,215世帯	27,919人	1,395,950,000円
合計	31,805世帯	51,642人	2,582,100,000円